

令和7年9月 22 日
記者発表資料

一般社団法人地盤品質判定士会と宅地防災等に関する協定を締結しました

県は災害に強い安全で安心なまちづくりに取り組むため、一般社団法人地盤品質判定士会と協定を締結しました。

1 協定内容について

宅地地盤の予防対策及び復旧対策として、県が取り組む県民向けの宅地防災等の相談・普及啓発の実施に関する連携・協力及び市町村の取組に対する協力

2 協定締結先及び締結日

- (1) 協定締結先 一般社団法人地盤品質判定士会
- (2) 協定締結日 令和7年9月22日（月曜日）

3 擁壁の自主点検に対する連携・協力について

県は、来年度実施する擁壁の自主点検に向けて、擁壁チェックシートの作成や相談会の開催などにあたり、この協定により地盤品質判定士会から技術的支援を得ます。

4 地盤品質判定士と一般社団法人地盤品質判定士会の概要

地盤品質判定士の資格制度は、東日本大震災を契機に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することを目的として平成25年（2013年）に制定され、平成30年（2018年）に「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」のうち、「宅地防災」の分野として唯一、国土交通省で認定・登録された資格です。

地盤品質判定士会は、住宅、宅地の防災及び国民の安全に貢献するため、会員の技術の研鑽とモラルの向上ならびに社会への啓発を図ることを目的に、平成27年（2015年）に設立されました。令和2年（2020年）4月に法人格を取得し、令和7年（2025年）4月現在、本協定の窓口となる神奈川支部の構成員数は86名です。

5 参考資料

宅地防災等に関する協定書

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

課長 太田

開発指導グループ 加藤 電話 045-210-6248

宅地防災等に関する協定書

神奈川県（以下「県」という。）と一般社団法人地盤品質判定士会（以下「判定士会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宅地防災について県及び判定士会が連携及び協力することにより、災害に強い安全で安心なまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 宅地防災 宅地地盤を災害から守ることをいう。
- (2) 予防対策 平時における宅地防災に資する対策をいう。
- (3) 復旧対策 大規模な地震及び風水害等の災害発生時における対策をいう。

（連携及び協力事項）

第3条 県及び判定士会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携及び協力して実施する。

- (1) 予防対策
 - ア 県民向けの宅地地盤の相談に関すること
 - イ 宅地防災に関する普及啓発に関すること
 - (2) 復旧対策
 - ア 災害発生時における宅地地盤の相談に関すること
 - イ 災害発生時における宅地地盤の復旧に関すること
 - (3) その他、両者合意の上、第1条の目的達成に必要と認めること
- 2 県及び判定士会は、県内市町村による前項第1号及び第2号の取組に協力する。
- 3 前2項に定める事項を効果的に実施するため、県及び判定士会は当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について、両者合意の上、実施できるように調整を行う。

（連絡責任者）

第4条 前条の連携及び協力事項を確実に円滑に実施するため、県及び判定士会は、書面により連絡責任者を定めるものとする。

- 2 連絡責任者に変更等が生じた場合は、県及び判定士会は、相手方に対して書面により速やかに報告を行うものとする。

（協力要請）

第5条 県が判定士会に対して協力を求める必要があると認めたときは、文書により、判定士会に協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- 2 前項について、県が、第3条第2項に定める市町村への協力を判定士会に要請するときは、あらかじめ当該市町村から協力依頼を文書で徴するものとする。

（経費の負担等）

第6条 前条の規定により、判定士会が県の要請する協力を行う場合は、速やかに協力を要する人員、設備、機器及び県が負担する費用について協議を行い、両者合意の上定めるものとする。

(責任及び損害の負担)

第7条 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い第三者との間に紛争が発生した場合は、県及び判定士会が各々実施したものについては実施者側の責任において処理するものとし、共同で実施したものについては紛争の内容等を勘案し、相互に協議の上誠意をもって処理するものとする。
なお、判定士会の業務に故意又は重過失が認められない場合、判定士会は責任を負わない。

2 第3条第1項各号に定める事項の実施に伴い、県及び判定士会の責に帰さない理由により第三者に損害が生じた場合、または判定士会の技術者等に損害が生じた場合は、その損害の発生後遅滞無くその状況等を文書により相手方に報告するとともに、県及び判定士会が協議の上その対応を定めるものとする。

(情報保護)

第8条 県及び判定士会は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報(公知の情報を除く。)を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに県又は判定士会のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第10条 県又は判定士会のいずれかがこの協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度両者協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

(市町村の取組に関する扱い)

第11条 第3条第2項の実施にあたっては、第4条、第6条から第8条の規定は適用せず、当該条文に相当する規定を判定士会は市町村と協議して別に定めるものとする。

(疑義の協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、両者協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年9月22日

横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

東京都文京区千石4丁目38番2号
一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北誥 昌樹